

平成 24 年 2 月 2 日

## 包括利益の表示 (単体財務諸表への適用)

### 1. 議論の状況

年月	内容
平成 21 年 12 月	公開草案の公表。
平成 22 年 2 月	コメント締切。専門委員会及び委員会において、最終基準化に向けた審議を開始。
平成 22 年 6 月	企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」(以下「包括利益会計基準」という。)の公表。「個別財務諸表への適用については、本会計基準の公表から 1 年後を目途に判断する。」旨を盛り込んだ。
平成 22 年 10 月 ～平成 23 年 4 月	「単体財務諸表に関する検討会議」(以下、「単体検討会議」という。)において、包括利益の表示(単体財務諸表への適用)の取扱いが議論される。平成 23 年 4 月に報告書を受領する。

### 2. 単体財務諸表の本表での包括利益の表示について

これまでの議論で聞かれた単体財務諸表の本表での包括利益の表示に関する主な意見は以下のとおりである。

#### (単体財務諸表の本表での包括利益の表示を懸念する主な意見)

単体の当期純利益は分配可能額の計算や課税所得計算の基礎となる等、他の制度に与える影響が大きい。よって、 の状況を踏まえると、単体において包括利益を表示することについてはより慎重に対応する必要がある。

包括利益は、表示の問題にとどまらず、リサイクリングや利益概念に密接に係る問題である。IFRS ではその他の包括利益におけるノンリサイクリング処理が複数定められており、当期純利益の内容が変質してきている可能性がある。よって、リサイクリングの問題を整理することなく、単体に包括利益を表示すべきではない。

連結における開示は 2011 年 3 月期から開始されたばかりで日も浅く、現状では、投資家の視点から包括利益及びその他の包括利益がどのような意味を持つのか十分に評価が行われていない。

（単体財務諸表の本表で包括利益を表示することを支持する主な意見）

連結、単体の比較分析上、単体財務諸表の包括利益の表示は有用である。

貸借対照表との連携が改善する観点、リスクの変動情報を充実する観点から、連結と同様に、単体も包括利益の表示は有用である。

リサイクリングや利益概念に密接に関係するという意見があるが、包括利益の問題は、基本的には表示の問題である。

第 235 回の委員会（平成 24 年 1 月 10 日）では、上記の状況を鑑み、今後の進め方（事務局案）として、包括利益の表示の単体財務諸表への適用については、その後の議論においても市場関係者の中から強い懸念が表明されており、改正を図ることのコンセンサスが十分には得られていないと考えられるため、当面、現状を維持し、単体についての包括利益の表示は行わないこととしてはどうか、と提案している。

### 3．単体財務諸表の本表で包括利益の表示を行わない場合の派生論点

仮に、現状を維持し、単体についての包括利益の表示は行わない場合、次の派生論点が生じると考えられる。

(1) 単体財務諸表における包括利益の任意の表示について

**案 1**：単体財務諸表の本表での包括利益の表示は任意でも認めないこととする。

**案 2**：単体財務諸表の本表で包括利益を任意で表示することを認める。

（案 1 の理由）

- 単体財務諸表における対応のコンセンサスが十分には得られていない中では、任意であっても認めるべきではない。
- 仮に複数の基準で任意の計上を容認することとなった場合、比較可能性が著しく損なわれるおそれがあるのは適切ではない。
- 単体財務諸表は他の関連諸制度にも広範な影響を与える可能性があるため、任意での包括利益の表示を認めると、混乱が生じるおそれがあると考えられる。
- 単体財務諸表の包括利益情報は、現行の財務諸表からも集計することは可能である。

（案 2 の理由）

- 単体財務諸表は連結財務諸表を理解するために利用されることが多く、連単の比較可能性の観点からは、連結と同じ表示方法を任意で採用することを妨げる必要はない。
- IR 上、単体で包括利益の表示を行うニーズがある可能性がある。

(2) 単体財務諸表における包括利益に関する情報（その他の包括利益の内訳と包括利益の金額。以下、同様）の注記について

案1：包括利益に関する情報の注記を求めない。

案2：包括利益情報の注記を求める。

（案1の理由）

- コンセンサスが十分には得られていない中では、前述の理由により、追加開示も慎重にすべきである。
- 包括利益に関する情報の注記を求めると、単体は当面、現行の処理を維持することとの整合性が図れない。
- 単体財務諸表の包括利益情報は、現行の財務諸表からも集計することは可能である。

（案2の理由）

- 本表で差はあるものの、注記により連単の比較可能性が補完できる。
- 仮に3.(1)案2（単体財務諸表の本表で包括利益を任意で表示することを認める。）とした場合、任意適用した会社としない会社の情報開示の整合性を図ることができる。

なお、この他に、連結財務諸表非作成会社への対応が論点として考えられる。

#### 4. その他の論点の検討（包括利益計算書の名称の変更について）

今までの議論から「企業会計基準委員会の「包括利益の表示に関する会計基準」では、名称が包括利益計算書とされているが、IASBの公開草案<sup>1</sup>では、当期純利益の重要性を確認した上で、「純損益及びその他の包括利益計算書」としており、日本基準も、誤解を避けるために、名称の変更を検討することが望ましい」との意見が聞かれた。

現行の包括利益会計基準とIFRS（IAS第1号「財務諸表の表示」の修正）を比較すると、下記のとおりになる。

	包括利益会計基準	IFRS (IAS第1号の修正)
1 計算書方式	・ 損益及び包括利益計算書	・ 純損益及びその他の包括利益計算書（注）
2 計算書方式	・ 損益計算書 ・ 包括利益計算書	・ 純損益計算書（注） ・ 純損益及びその他の包括利益計算書（注）

<sup>1</sup> その後、IASBは公開草案に寄せられたコメントを踏まえ検討を行い、平成23年6月にIAS第1号「財務諸表の表示」の修正を公表した。

（注）これ以外の名称を使用することができる。

案 1：名称の変更をしない。

案 2：名称の変更をする。

（案 1 の理由）

- 会計基準を公表してから約 1 年半程度しか経過しておらず、名称を変更すると混乱が生じるおそれがある。

（案 2 の理由）

- 当期純利益の重要性を下げ、包括利益がより重要な業績指標であるという誤解を避けるために、名称を変更することが適切であると考えられる。

以 上